

一定の病気に該当すること等を理由に免許を取り消された方が再取得する場合の手続き

一定の病気に該当すること等を理由に免許を取り消された方は、取消期間満了後で、取り消しの対象となった病気が回復した場合、免許を取り消された日から3年以内であれば、学科試験及び技能試験が免除されます。(適性試験のみで再取得できます。)

- ▶ この場合、取り消された免許を受けていた期間と再取得した免許期間は継続していたものとみなされます。
- ▶ 再取得手続きを行う前に、必ず医師の診断書の提出が必要です。
事前に「運転免許課試験係、田辺運転免許センター又は新宮運転免許センター」に相談してください。
- ▶ 70歳以上の方は、再取得手続きの前に高齢者講習の受講が必要です。

◆手続きに必要な書類

- 運転免許申請書
申請時に作成していただきます。
受付が混雑する場合がありますので早めの来場をお願いしています。
- 本籍（又は国籍）記載の住民票 1通
(個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの)
- 本人確認書類
保険証、パスポート、住民基本台帳カード、個人番号カード(通知カードは不可)、官公庁が法令の規程により交付した免許証、許可証、又は資格者証の書類、官公庁がその職員に対して発行した本人を証明するに足りる文書。
- 免許申請用写真 1枚
 - ・ ポラロイド、写真のコピー、非写真用紙使用のものは不可。
 - ・ 申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景(縦3センチメートル、横2.4センチメートル)のもの。
- ※ 交通センターロビーに免許申請用写真撮影機(有料)があります。
田辺運転免許センター及び新宮運転免許センターには、免許申請用写真撮影機はありません。
- 診断書
免許取消の理由となった一定の病気が回復した(運転することが可能である)ことが記載された診断書。
- 高齢者講習終了証明書
再取得手続きを行う日の年齢が『70歳』以上の方は、高齢者講習の終了証明書

◆ 手続き受付日時(土曜日・日曜日・祝日・休日・年末年始の休日を除く)

受付場所	受付日	受付時間
交通センター	月曜日から金曜日まで	・午前8時30分～午前9時

(和歌山市)		・午後1時～午後1時30分
田辺運転免許センター	月曜日・火曜日・金曜日	【申請時70歳未満の方】 ・午後1時～午後1時30分 【申請時70歳以上の方】 ・午後2時～午後3時
	水曜日・木曜日	【申請時70歳未満の方】 ・午前9時～午前9時30分 ・午後1時～午後1時30分 【申請時70歳以上の方】 ・午前10時～午前11時 ・午後2時～午後3時
新宮運転免許センター	月曜日・水曜日	【申請時70歳未満の方】 ・午後1時～午後1時30分 【申請時70歳以上の方】 ・午後2時～午後3時
	火曜日・木曜日・金曜日	【申請時70歳未満の方】 ・午前9時～午前9時30分 ・午後1時～午後1時30分 【申請時70歳以上の方】 ・午前10時～午前11時 ・午後2時～午後3時

◆問い合わせ

※ 問い合わせ時間：平日 午前9時40分～午前11時45分
午後1時40分～午後4時45分

和歌山県警察本部交通部運転免許課試験係 TEL 073 - 473 - 0110
(内線：366・367)

田辺運転免許センター TEL 0739 - 22 - 6700

新宮運転免許センター TEL 0735 - 31 - 7771